

三重県民の森指定管理者業務仕様書

令和 7 年 7 月

三重県農林水産部

目 次

1	趣旨	1
2	施設の概要	1
	(1) 所在地・面積等	1
	(2) 県民の森施設等	1
	(3) 利用時間及び休業日	1
3	管理の基準	1
	(1) 施設の設置目的（役割）	1
	(2) 成果目標	1
	(3) 自然学習展示館及びふれあいの館の利用時間及び休業日	2
	(4) 利用者に対する指示	2
	(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い	2
	(6) 管理に関する情報の公開	2
	(7) 利用料金	2
	(8) 関係法令等の遵守	2
	(9) 暴力団等による不当介入への対応	2
	(10) 県施策への配慮	3
	(11) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応	3
4	業務の範囲	3
	(1) 業務全般の内容	3
	(2) 業務全般の要求水準	3
	ア 管理運営における基本方針	3
	イ 法令の遵守	3
	ウ 損害賠償責任保険の加入	3
	エ 利用者の安全確保	4
	オ 危機管理に関する事項	4
	カ 個人情報の保護	4
	キ 情報公開	4
5	業務の体制	4
	(1) 責任の所在	4
	(2) 管理事務所	4
	(3) 自然に関する知識を有する者の配置	4
	(4) 施設の管理に必要な資格を有する者の配置	5
	(5) 研修の実施	5
	(6) 体制の確保	5
6	維持管理業務の内容	5

(1) 植物管理業務	5
(2) 清掃管理業務	5
(3) 保守点検業務	5
(4) 日常点検業務	5
(5) 廃棄物管理業務	5
(6) 巡視業務	5
(7) 物品管理業務	5
(8) 修繕業務	5
(9) その他業務	5
7 運営業務の内容	5
(1) 案内業務	5
(2) イベント実施業務	5
(3) 利用実態収集業務	5
(4) 利用促進業務	5
(5) その他業務	5
8 維持管理業務の水準	6
(1) 植物管理業務	6
ア 植物管理における留意事項	6
イ 森林管理	6
ウ 植栽木管理	6
エ 芝生地管理	7
(2) 清掃管理業務	7
(3) 保守点検業務	8
(4) 日常点検業務	8
(5) 廃棄物管理業務	9
(6) 巡視業務	9
(7) 物品管理業務	9
(8) 修繕業務	9
9 運営業務の水準	9
(1) 案内業務	9
(2) イベント実施業務	9
(3) 利用実態収集業務	9
(4) 利用促進業務	9
(5) その他業務	9
別紙 三重県民の森管理の基本方針	11
図面 三重県民の森区域図（指定管理者が管理する範囲）	
三重県民の森エリア区分図	

三重県民の森指定管理者業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、三重県民の森（以下「県民の森」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその水準等を定める。

2 施設の概要

(1) 所在地・面積等

ア 所在地

三重郡菰野町大字千草字西貝石 7 1 8 1 - 3

イ 敷地面積

4 4 5, 8 3 6 m²

指定管理者が管理する県民の森の区域は別添図面のとおり。

(2) 県民の森施設等

- ・ 自然学習展示館 R C 造 1 階建 419.9m²
- ・ ふれあいの館 木造 1 階建 218.8m²
- ・ 休憩舎 木造 8 棟
- ・ 公衆便所 R C 造 1 棟 (15.0m²)
C B 造 1 棟 (22.2m²)
木造 2 棟 (26.1m²、24.6m²)
- ・ 展望台テラス 木造 64.8m²
- ・ 芝生広場 31,537m²
- ・ 遊歩道 6,437m
- ・ 駐車場 4 箇所
- ・ 遊具 2 9 基

なお、自然学習展示館内の「みえ森林教育ステーション」に関する業務は、当該指定管理の業務範囲に含まない。

(3) 利用時間及び休業日

自然学習展示館及びふれあいの館の利用時間及び休業日は次のとおり。

ア 利用時間

午前 9 時から午後 5 時まで

イ 休業日

1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで

3 管理の基準

(1) 施設の設置目的（役割）

県民の森は、県民の心身の健康の増進及び森林教育の振興に寄与することを目的として設置する。

(2) 成果目標

業務の質の向上を図るため、「成果目標」を次のとおり設定する。

- ・ 施設利用者数 毎年度 1 4. 0 万人
- ・ 満足度 施設利用者の満足度 8 0 %
自然体験型イベント参加者の満足度 9 2 %

(3) 自然学習展示館及びふれあいの館の利用時間及び休業日

2の(3)利用時間及び休業日のとおりとする。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、利用時間及び休業日を変更することができる。

(4) 利用者に対する指示

指定管理者は、三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、施設の利用許可等の手続きについては、同条例の規定にもとづいて行うこと。

指定管理者は、三重県民の森条例（昭和55年三重県条例第3号）第19条の規程に基づき、県民の森の管理上必要があるときは、利用者その他の関係者に対し必要な指示を行うこと。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、県民の森の管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(6) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の規定の趣旨にのっとり、県民の森の管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応すること。

(7) 利用料金

県民の森の各施設の利用料金は無料とする。

(8) 関係法令等の遵守

指定管理者が、県民の森の管理運営業務を行うに当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

○労働基準法（昭和22年法律第49号）

○森林法（昭和26年法律第249号）

○三重県民の森条例

○三重県民の森条例施行規則（昭和55年三重県規則第34号）

○三重県民の森の管理に関する基本協定書

○三重県民の森の管理に関する年度協定書

○建築基準法（昭和25年法律第201号）など8 維持管理業務の水準（3）保守点検業務 に記載する施設維持、設備保守点検に関する法規等

○個人情報の保護に関する法律

○三重県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年三重県条例第47号）

○三重県情報公開条例

○強じんな美し国ビジョンみえ、みえ元気プラン

○その他県民の森の管理運営に関連する全ての法令等

なお、三重県民の森条例第15条第1項各号に掲げる行為については、指定管理者が行う行為であっても、事前に知事の許可を必要とする。（ただし、通常の実務行為及び事業計画書で具体的な内容が示された行為は許可が不要。）

(9) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不要要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。）を受けたときは、次の対応を行うこと。

- ア 断固として不当介入を拒否すること
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする
- ウ 県に報告すること
- エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと

(10) 県施策への配慮

指定管理者は、管理業務を実施するにあたっては、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、花とみどりの活用、障がい者を理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、市町消防団への協力、自然災害防災対策、地域安全対策等の県が推進する施策への取組等に配慮するものとする。

(11) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、来場者等へ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達を行い、退避させたのち、後発地震発生に備え、1週間を基本として、県民の施設利用を抑制する休業措置をとるものとする。そのほか、緊急点検など三重県地域防災計画に定める対応を実施するものとする。

4 業務の範囲

(1) 業務全般の内容

- ア 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務
- イ 県民の森の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- ウ 県民の森の施設及び設備の利用及び公開に関する業務
- エ 自然体験型イベントの実施に関する業務
- オ ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務
- カ 生物多様性の保全に配慮した取り組みに関する業務
- キ その他県民の森の管理上必要と認める業務

(2) 業務全般の要求水準

ア 管理運営における基本方針

指定管理者は、次に掲げる基本方針に沿って県民の森の管理運営を行う。

- (ア) 県民の森利用者ニーズの把握に常に努め、利用者サービスの向上を図る
- (イ) 県民の森の利用促進を図る
- (ウ) 県民の森を常に良好な状態に保つ
- (エ) 利用者の安全を常に確保する
- (オ) 地域や団体との連携を図り、住民参画に努める

イ 法令の遵守

維持管理に当たっては、必要な免許、許可、認可等を受けること。また、一部の維持管理業務を委託する場合は、委託先が必要な免許等を有していることを確認すること。

ウ 損害賠償責任保険の加入

施設利用者に対して、次の水準以上の損害賠償責任保険に加入すること。

なお、損害賠償保険には、県（施設所有者）の責に対する保険も含めて加入すること。

(ア) 保険金額

- 1名あたり 5千万円
- 1事故あたり 1億円

(イ) 免責金額

〇円

エ 利用者の安全確保

利用者の安全確保、事故防止対策を講じること。危険箇所・損傷箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速かつ適切な措置を行うこと。県民の森の巡視計画を作成した上で毎日の巡視を行い、特に遊具等利用施設の損傷などの安全確認を十分に行うこと。

また、県民の森の管理上必要があるときは、三重県民の森条例第19条に基づき、利用者その他の関係者に対し、必要な指示を行うこと。

オ 危機管理に関する事項

(ア) 災害及び事故等の不測の事態（以下「緊急事態等」という。）を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成し、県に提出すること。

(イ) 緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備すること。

(ウ) 緊急事態等の発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講じるとともに、県をはじめ関係機関へ連絡通報すること。

(エ) 事故等が発生した場合、負傷者への対応や再発防止対策を速やかに講ずるとともに、指定管理者は県に至急連絡し、事故後の対応等については、別紙「事故等報告書」を県に速やかに提出すること。

カ 個人情報の保護

三重県個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、県民の森の管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。

キ 情報公開

三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、県民の森の管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備するなど、情報公開に対応すること。

5 業務の体制

(1) 責任の所在

県民の森の管理運営における総合調整及び県との連携連絡を適切に行うため、1名の責任者及び1名以上の副責任者を選任すること。

(2) 管理事務所

管理事務所は自然学習展示館内に設置するものとし、開所時間及び休業日は、3の(3)自然学習展示館の利用時間及び休業日と同じとすること。

開所時間内は、県民の森利用者への案内、県民の森施設の利用案内等の業務を行うこととし、職員1名以上を管理事務所内に配置すること。

(3) 自然に関する知識を有する者の配置

県民の森には、次のいずれかの資格を有する者を2名以上雇用し、月に16日以上配置すること。

ア 樹木医

イ 森林インストラクター

ウ ビオトープ管理士（1級又は2級、施工又は計画）

エ 自然観察指導員

オ プロジェクトワイルド指導者（一般指導者以上）

カ 「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）」に規定する教育免許状（理科系）

キ アからカに準じるとして、あらかじめ知事の承認を得た資格

- (4) 施設の管理に必要な資格を有する者の配置
県民の森には、次の資格を有する者を配置すること。
 - ア 消防法（昭和23年法律第186号）に定める防火管理者（甲種）
 - イ その他法令等に定める有資格者
- (5) 研修の実施
実施体制を保持し、職員の育成、運営及び安全管理に必要な研修を実施すること。
- (6) 体制の確保
本仕様書に掲げる業務に支障のないように要員を配置し、管理運営にあたること。

6 維持管理業務の内容

- (1) 植物管理業務
森林、植栽木、芝生広場等の維持管理を行う業務
- (2) 清掃管理業務
自然学習展示館、ふれあいの館、便所、駐車場、遊歩道等の清掃業務
- (3) 保守点検業務
消防設備、施設の定期点検、浄化槽等の保守点検を行う業務
- (4) 日常点検業務
遊具、工作物等の日常の点検や保守を行う業務
- (5) 廃棄物管理業務
県民の森内で発生する廃棄物の処理業務
- (6) 巡視業務
県民の森内を巡視する業務
- (7) 物品管理業務
県民の森管理に必要とする物品について、保持・管理する業務及び県民の森管理に必要な物品を新たに購入し保持・管理する業務
- (8) 修繕業務
県民の森内の施設・設備等の破損、損壊、老朽化等に対して、修繕を行う業務
- (9) その他業務
その他、県民の森の維持管理のために必要な業務

7 運営業務の内容

- (1) 案内業務
 - ア 県民の森に関する問い合わせに対する案内
 - イ 利用者に県民の森の自然を案内する業務
- (2) イベント実施業務
自然観察会などの自然体験型イベント等を開催する業務
- (3) 利用実態収集業務
県民の森利用者数、利用者意見等を収集する業務
- (4) 利用促進業務
県民の森の利用促進に関する業務
- (5) その他業務
 - ア 県民の森の管理状況を県へ報告する業務
 - イ 県民の森の管理について県と協議連携する業務

8 維持管理業務の水準

県民の森の管理は、別紙「三重県民の森管理の基本方針」に基づき実施すること。

(1) 植物管理業務

ア 植物管理における留意事項

- (ア) 植栽木の管理に当たっては、来園者の利用と安全性を確保しつつ、剪定、刈り込み、除草、施肥等、植物の生育や育成に必要な作業を、適切な時期や方法を選び実施する。
- (イ) 除草剤は、使用してはならない。（やむを得ず使用する場合に当たっては事前に県と協議すること）
- (ウ) 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去を行う。
- (エ) 全ての作業において、危険防止のため作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示し、利用者の利用に安全な距離を確保すること。
- (オ) 各業務においては標準的な水準・仕様を示すものであり、適切かつ良好に維持保全されることによって、県民の森が安全で快適に利用されるのであればこの限りではない。

イ 森林管理

(ア) 人工林（ヒノキの森及び生産の森）

- a 下刈り、間伐、枝打ち等適正な管理を行う。
- b 昭和天皇のお手植え木には特に注意を図り、常に健全性を保つため、病虫害の防除、除草、乾燥防止など常に適切な管理を行う。

(イ) 自然林（湿地、ため池等を含む）

- a 原則として現在の植生の維持を図るものとし、必要に応じて下刈りや除間伐、補植などの手入れを行い、良好な自然環境の保全に努める。
- b 手入れの方法については、できるだけ多数の分類群の生物について専門家の意見を聴取するなどして決定し、生物多様性の確保に努める。
- c マツ枯れの未然防止のため、樹幹注入対象のマツに対し、計画的に樹幹注入を行う。使用する薬剤の効果持続期間等を考慮し、適切な間隔で実施するとともに、その効果についても適切に管理する。

(ウ) 遊歩道

利用に支障がある雑草木を刈払い、通行の安全を確保する。

ウ 植栽木管理（形態上、生体上、一定の段階に維持する。）

業務名	目的	管理目標	回数等
剪定	美観の維持 良好な育成の維持	高木・自然形を保つ	必要に応じ
刈り込み	美観の維持 良好な育成の維持	花木・開花を主体にする生け垣等 形を保つ	年1～2回
施肥	抵抗性の向上 健全回復		必要に応じ
除草	美観の維持 良好な育成の維持	除草剤を使用しない方法による	必要に応じ
病虫害防除	美観の維持 良好な育成の維持	除草剤を使用しない方法による	必要に応じ
灌水	良好な生育の維持	日照りが続いたとき	必要に応じ

(ア) 樹木剪定、刈り込み

- a 基本剪定及び軽剪定等を、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行う。
- b 花木類の剪定、刈り込みは、花芽の分化時期や着生位置に注意する。
- c 生け垣は、樹木の特性に応じて切り詰め、中透かし等を適切に行う。
- d 剪定枝等は適正に処分する。

(イ) 施肥

施肥を行う際は樹木特性や施肥の種類（寒肥、追肥等）を配慮し、最も効果的な方法で行う。

(ウ) 除草

- a 雑草は根ごと除去し、ツル性雑草は除去する。
- b 除草後はきれいに清掃する。
- c 刈り草は適正に処分する。

(エ) 病害虫防除

病害虫の早期発見に努め、薬剤を使用しない方法（剪定防除、捕殺等）により防除を行う。

(オ) 枯損木撤去

原則として地上部のみを撤去する。

エ 芝生地管理（芝生の機能を維持する。）

業務名	目 的	管 理 目 標	回 数 等
芝刈り	芝の分けつ促進美観の 保持 芝生面の平準化	芝高5cm以下 90%の維持を目指す	年2～5回 (芝の状況により決定する)
施肥	良好な緑土保持 損傷の回復、健全育成		追肥（春）1回
目土掛け	良好な緑土保持 損傷の回復、健全育成		年1回
補植	裸地化した植生の回復		必要に応じ
除草	美観の維持 芝生の良好な維持	除草剤を使用しない方 法による	必要に応じ

(ア) 刈り残しやムラがないよう均一に刈り込む。

(イ) 刈り芝は所定の場所に集積し、適正に処分する。

(ウ) 除草

- a 雑草は根ごと除去し、ツル性雑草は除去する。
- b 除草後はきれいに清掃する。
- c 刈り草は適正に処分する。
- d 芝生を傷めないよう丁寧に刈り取る。

(2) 清掃管理業務

ア 遊歩道、駐車場等の清掃

園路、園地について拾い清掃や掃き清掃を適宜組み合わせ、8（6）の巡視業務と併せて、適切に実施すること。清掃により発生する廃棄物は適切に分別を行うこと。

イ 自然学習展示館、便所等の清掃

次表の頻度で実施すること。

自然学習展示館及びふれあいの館は、床清掃、窓ガラスや照明器具等の清掃を適切な方法で実施し、施設を適切な状態に維持すること。

便所の清掃は、清潔を保つための適切な方法で実施すること。また、ペーパーの補充、つまり等には迅速に対応すること。

所 在	対象施設	日常清掃	定期清掃
自然学習展示館	管理事務所、木育ひろば、 ホール ほか	4, 5, 8, 9, 10, 11 月 ・・・週3回	年6回 (2月に1回)
ふれあいの館	学習室、工作室 ほか	6, 7, 12, 1, 2, 3 月 ・・・週2回	
自然学習展示館内	便所(屋内) 29.1m ²		
ふれあいの館内	便所(屋内) 15.6m ²		
自然学習展示館北	便所(屋外) 26.1m ²		
冒険の森内	便所(屋外) 22.2m ²		
大駐車場内	便所(屋外) 15.0m ²		
つどいの広場北	便所(屋外) 24.6m ²		

(注1) 清掃は、土曜、日曜、祝日以外の日に行うこと。

(注2) 日常清掃と定期清掃は、同一の日に行わないこと。

ウ 排水設備清掃

側溝、排水マス等の排水設備について、点検及び土砂ゴミ等の除去を適切に行い排水設備の性能維持を図ること。

(3) 保守点検業務

ア 電気設備保守

電気設備を点検調整して良好な状態を維持するとともに、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく保安管理を実施する。

イ 給水設備保守

水道法(昭和32年法律第177号)、同法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)、同法施行規則(昭和46年厚生省令第2号)これに基づく厚生労働省告示(平成15年厚生労働省告示第119号)等に定めるところにより、保守点検及び水質検査を行う。

ウ 消防設備保守

消防法等の定めによる点検等を適切に行う。また、故障等については適切に対処する。

エ 施設定期点検

自然学習展示施設の建築物及び建築設備について、建築基準法に定める点検を、関係法令の定めるところにより適切に行う。

オ 浄化槽保守点検

浄化槽設備を、浄化槽法(昭和58年法律第43号)等関係法令等に従い、点検調整試験及び清掃等の保守点検を適切に行う。

(4) 日常点検業務

ア 遊具等点検

遊具、休憩舎等について点検マニュアルを作成の上、これに基づいた点検を行うとともに、周辺の危険の有無を点検する。

イ 遊歩道点検

土砂の崩落や流出などによる、利用者の通行に危険な箇所の有無を点検する。

(5) 廃棄物管理業務

県民の森内で発生した廃棄物は、リサイクルによる資源の再生化を行うなど適切に処理する。

(6) 巡視業務

県民の森内を適宜巡回し、不審者、不審車両、不審物の発見、処置等を行う。不適切な利用に対しては、利用者に対し必要な指示を行う。

(7) 物品管理業務

貸与品等の物品を使用するための油脂類などの消耗品の購入やメンテナンスは指定管理者の負担により適切に行う。

(8) 修繕業務

ア 補修・修繕箇所の調査

県民の森内の施設、設備等が破損、損壊、又は老朽化した場合は、必要に応じてその利用を制限し、直ちに修繕方法等の検討及び見積もりの作成を行う。

イ 補修・修繕の実施

1件当たり30万円以下の補修・修繕については、指定管理者の負担により早急に補修・修繕を実施する。また、修繕・補修内容については記録を行う。

ウ 県への報告

補修・修繕の規模等で上記によりがたい場合は、速やかに県に報告し対応について協議を行う。

9 運營業務の水準

(1) 案内業務

県民の森利用者又は県民の森利用予定者等からの問い合わせがあった場合は、丁寧な対応と適切な案内を行うこととする。

(2) イベント実施業務

県民の森における自然体験型イベント等について、年間24回（原則として月2回）を目標に実施する。なお、このイベントの参加者に対して、普通傷害保険に加入すること。

また、年間24回のイベントの参加料は無料とすること。ただし、年間24回を超える回数のイベントは、指定管理者の自主イベントとすることができるとし、自主イベントについてはイベント経費の実費相当額を自主事業収入として、参加者から徴収できるものとする。

(3) 利用実態収集業務

県が示す方法により県民の森利用者数を適切に把握する。また、意見箱等の設置、アンケート等により利用者意見を把握し記録する。

(4) 利用促進業務

ホームページによる開花情報提供などの宣伝広報を行う他、県民の森の利用促進に有効な方策に努める。ホームページによる情報発信は、原則として週に1回行う。なお、ホームページ等の情報資産の維持管理は、指定管理者の責務により行うこととする。

その他、パンフレットの作成や各種広報を活用し、県民の森の利用促進を図る。

(5) その他業務

ア 事業報告書

毎年度終了後30日以内に次の事項を記載した事業報告書を県へ提出する。

(ア) 管理業務の実施状況

(イ) 県民の森の利用状況

(ウ) 管理業務に関する経費の収支状況

(エ) 成果目標及びその実績

- (オ) 管理業務に関する自己評価
- (カ) その他県が必要と認める事項

イ 業務報告

管理・運営状況等の業務報告を行う。

- (ア) 利用者数の報告（月１回（翌月の１０日まで））
- (イ) イベント実施状況（自主イベントを含む）及びアンケート結果の報告
（年２回（１２月２０日及び３月２０日まで））
- (ウ) 満足度に関するアンケート結果の報告（毎月１回）
- (エ) 法令等に基づく保守点検の結果報告（点検終了後すみやかに）
- (オ) その他、県が必要とする報告

ウ 許可申請の窓口

三重県民の森条例第１５条に基づく許可申請の窓口を行い、申請書の提出があったときは、申請内容を把握し、速やかに県へ送付する。（申請書の受付及び許可の承認は、県が行う）

エ 県との連携

県民の森の管理状況については、県と密接に連携を行い、情報の共有を図る。

三重県民の森管理の基本方針

1 保存エリア

(1) 自然観察の森、郷土の森

貴重な自然環境を重視する森林で、既存の樹林の保存から自然遷移に任せるとし、遊歩道、観察路の安全かつ快適な利用に支障となる樹木を伐採するほかは手を加えないのを原則とする。

照葉樹林は階層構造が発達し、着床植物や蔓植物も比較的多いが、遷移が順調に進まない場合、限度を超えないよう注意して適正な施業を行うこととする。

2 保全エリア

(1) ヒノキの森、生産の森

ヒノキの人工林育成のため、間伐や枝打ちなど林床植生の確保にも配慮しつつ、適正な密度管理のもと長伐期の樹林として育成する。このフィールドは林業技術の研修等の場としても提供し、伐採した木材は施設整備や林産物生産、木工作研修材料等として自然材料の循環利用するものとする。

(2) 自然の森

前生樹である高木のクロマツを保全するとともに現況のソヨゴ・コナラを主体とする二次林の適正な管理を行い、良好な樹林として保全するとともに小道の整備を行い、来園者の利用を促進する。

(3) 野鳥の森

野鳥の食餌木の保全、育成に配慮するなど種の多様な森林、多段の複層林の育成を行う。
また野鳥の観察がしやすいよう、適度な視野の確保と遮蔽にも配慮した管理とする。

3 活用エリア

(1) 太陽の丘、四季の森

自然休養の場、森林の景観等のレクリエーションのための森林エリアとし、現況アカマツ・コナラ林を主とする里山林としての二次林の適切な管理を行う。

また、林内での自然観察や自然とのふれあいができるよう自由な通行ができるエリアを確保するため、小道や施設の整備及び利用施設周辺の環境を整える。

加えて、ビオトープ、わき水を利用した小川など水辺環境の保全を行う。

これにより、県民等が憩いの場やレクリエーション等に活用していくものとする。

(2) 冒険の森

前生樹であるクロマツを保全するとともに自然遷移を基本とした天然林を育成し、豊かな緑に包まれたなかでレクリエーション、遊具等が楽しめるエリアとして整備する。

遊具等施設の周辺の森については、利用者の安全を第一に確保しながら、適正な管理のもと除伐や枝下を高くすることにより見通しの良い森林環境作りを進める。

4 線的使用エリア

(1) 散策道、アスレチック、ウォーキングコース（A、B、Cコース）、ウォークラリー（A、B、Cコース）等

人が散策しながら、自然観察やゲーム、遊具施設が安全に利用できるように歩道や、遊具等の整備をする。

5 面的利用エリア

(1) 広場、ビオトープ等

自然休養の場、レクリエーション等、県民の心身の健康の増進が図れるよう人が集い、憩う場として、また自然観察や森林教育の拠点として快適に利用できるよう整備する。

(別紙)

事故等報告書

報告者	(職・氏名)	
事故等発生日時	年 月 日	: 頃 ~
事故等発生場所		
施設名		
火災		
災害		
その他		
当事者	住 所	
	氏名 (年齢)	
	保護者名	
	連絡先	
事故等の概要		
事故等の原因及び状況		
事故等の処理		

事故現場写真